

人権教育全体計画

日本国憲法
教育基本法・学校教育法
学習指導要領
横浜教育ビジョン
横浜版学習指導要領

学校教育目標

スマイル&チャレンジ みんなつながる南台

子どもの実態
保護者の願い
教職員の願い
地域の願い

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校

人権教育目標

- 一人ひとりがお互いを尊重し、助け合い、励まし合うことのできる人間関係を育てる。
- 自他の人権を尊重するとともに、差別や偏見を見抜き、いかなる差別や偏見をも許さない人権感覚の育成を図る。

友だちとかがわる中での自尊感情の高まり

知識的側面

- 自尊感情・偏見など人権課題の解決に必要な概念に関する正しい知識
- 人類の発展・人権侵害に関する歴史や現状に関する正しい知識

態度的側面

- 自己や他者の価値を感知する感覚
- 自己についての肯定的態度
- 多様性への開かれた心と肯定的評価など

技能的側面

- 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- 対立を非暴力的で双方にとってプラスに解決する技能など

目の前の子どもを大切にしたい取り組み

分かる授業・楽しい授業

- ・授業研究
- ・教材研究、教材開発
- ・特別支援教育
- ・少人数制、T.T

「安心できない子」を軸に

- ・「安心できない」状況の把握
- ・「安心できない」原因の追究(家庭、学校、学級、仲間…)
- ・「安心できない」状況の改善

いろいろな行事・活動を通して

- ・人権感覚を高めるための集会や活動の実施
- ・多くの教師とのかかわり
- ・子どもを多面的に見る機会

自分が大切にされていると感じられる環境を創る

学級経営の重点

- 配慮を要する子に寄り添い、互いのよさを認め合う学級風土を大切にしたい学級経営。
- 子どもたちのよさを見取り、励まし高めていくことを大切にしたい学級経営。
- 教師と子ども、子どもたち同士の豊かなかかわり合いを大切にしたい学級経営。
- 子どもたちの日常の言動に対して配慮し、偏見や差別を見逃さない学級経営。

教職員の人権意識の向上

人権教育の原点に立ち返り、人権意識を向上させる ～研修会、学習会、報告会などを通して～

- 子どもたちのよさの共有と、よさを見取る視点の研鑽をもとに、豊かな人間関係にあふれた学校風土づくりの推進。
- 「子どもが主人公」の学校づくりに向け、創造的、発展的な教育活動の推進。
- 学校だより、学年だよりなどによる保護者、まちへの啓発活動の推進。
- まちの教育力の活用による活力あふれた学校経営と未就学児や中学生との交流の推進。

☆人権教育にかかわる主な活動予定

	児 童	教 職 員
前 期	<ol style="list-style-type: none"> 1 クラスの友だちを知り、クラスの中に自分が安心して過ごせる居場所を見つけようとする。 2 横浜大空襲5.29（平和学習）を知る。 3 平和スピーチコンテストに取り組み（6年生）、平和について考える。 4 学校の周辺の地域の方、高齢者、幼稚園、保育園、他校のいろいろな人とのふれあいを行う。 5 学習、生活面での自己表現力を高める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間の見通しをもつ。 2 児童理解に努める。 3 人権・ふれあい委員会、各月の職員会議等で、配慮を要する児童についての共通理解を図る。 4 学年に応じた平和学習の取り組みを考える。 5 地域、まちの方たちとのふれあいを計画する。 6 人と気持ちのよいふれあいを推進する。 7 一人ひとりの自己表現力を高めるための手立てを考える。 8 分かる授業、楽しい授業の創造
後 期	<ol style="list-style-type: none"> 1 クラスの友だちを知り、クラスの中に自分が安心して過ごせる居場所を、さらに広げようとする。 2 落ち葉清掃、ボランティア活動の取り組み 3 ユニセフ募金や愛の光運動、エコキャップ集めなどの取り組みで、人とのふれあいを進んで考え、実践していこうとする。 4 人権週間の意味を考える。 5 人権合い言葉づくり 6 学習、生活面での自己表現力を高め、実践していく。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童理解に努める。 (友人関係、兄弟姉妹家庭環境、学習状況等) 2 人権・ふれあい委員会、各月の職員会議で、配慮を要する児童についての共通理解を図る。 3 ボランティア活動の意識づけ 4 ユニセフ活動やエコキャップ集めの意識づけを行う。 5 人権週間の取り組みを計画する。 6 人権感覚を高める教職員研修を行う。 7 分かる授業、楽しい授業の創造